

令和 5 ・ 6 年度

前橋市の男女共同参画推進に関する提言

令和 7 年 3 月

前橋市男女共同参画審議会

目 次

はじめに

提 言

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 1 市における女性管理職の登用促進----- 1
- 2 職場における男女共同参画の推進----- 1

II 安心・安全な暮らしの実現

- 1 女性に対する暴力の防止と支援----- 1
- 2 人権と多様性の尊重----- 2
- 3 ライフステージに応じた健康づくりへの支援----- 2
- 4 困難な立場にある女性の支援----- 2

III 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

- 1 情報誌等による情報提供----- 3
- 2 子育て・親子支援講座参加の促進----- 3
- 3 学校教育におけるジェンダー平等と啓発の推進----- 3
- 4 男女共同参画に関する市民意識調査を通じた子ども・若者の意見集約----- 3

資 料 ----- 5

- 令和5・6年度前橋市男女共同参画審議会委員名簿
- 令和5・6年度審議会開催状況

はじめに

前橋市は、令和3年度に「まえばしW i n d プラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施しております。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、燃料や食料価格などの物価高騰は、市民生活においても益々厳しい状況となっております。その中においても男女の平等は依然として重要な課題であり、特に女性が抱える困難は年々、多様化・複雑化しております。貧困や非正規雇用、さらには、女性に対するDVや性暴力、性的搾取など、さまざまな困りごとや悩みを抱える女性が、安心して自分らしく生活できる環境を整える必要があります。このような中で制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、女性が安心かつ自立して暮らせるよう支援するために重要なステップと受け止めております。

前橋市においても、市民一人ひとりが性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現させるためには、より一層の男女共同参画推進に対する積極的な取組が求められます。

前橋市男女共同参画審議会では、「まえばしW i n d プラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画」に位置づけられた施策とその実施状況について意見を述べるとともに、群馬県が市町村に対して調査をしている資料等を基に、「政策・方針決定の場への女性の参画推進」等について議論を行いました。

本書は、審議会委員からの意見等を整理・集約し、また、審議の中から発生した新たな論点も加味したうえで、前橋市の男女共同参画推進に向けた提言をまとめたものです。

前橋市においては、本提言の趣旨を十分に理解いただき、まえばし男女共同参画推進条例の基本理念のもとに、男女共同参画社会の早期実現に向け、各事業の取組を一層推進することを期待します。

前橋市男女共同参画審議会

会長 前田 由美子

提 言

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1 市における女性管理職の登用促進

市における「女性先輩職員と語る意見交換会」は有用な取り組みであると考えますが、これは「女性職員の意識」に働きかけることで女性の意識向上を期待するものである。しかし、女性管理職比率について、職員全体に対する女性の数が少なければ、全職員での女性管理職比率を高めることは困難であると感じる。女性職員の意識だけでなく、市役所に占める女性職員数を増やすことや職場における男女の偏り、現状の管理職の働き方の問題点の検討・改善など構造的・組織的な課題について検討していただきたい。

また、学校現場における女性管理職の登用促進について、特に中学校における学校の代表者は男性と位置づけられている状況がある。このことは、生徒に将来を考える際、「代表者は男性である」という固定的性別役割分担のイメージを持たせてしまうことが懸念される。また、こどもの年齢が低い機関ほど女性管理職の割合が多く、これも「若いこどもの保育や教育は女性の役割」という固定的な印象を与える恐れがある。背景にある性別役割分担意識の解消は久しく指摘されてきた課題である。こどもたちへの影響を考慮していただきたい。

また、長時間に及ぶ勤務や休日出勤は、現状において女性の仕事での活躍と男性の家庭役割や地域生活の充実を阻んでいる。これもまた、長らく問題とされてきた状況である。ワークライフバランスは男性にとっても課題であり、それを整える環境整備は性別に関係なく必要なことである。これが成しえれば、結果として女性管理職も増加すると思われる。加えて、女性教員に管理職考査を受けるようさらに積極的にすすめるなどして、長年の課題を解決することに一層努めてほしい。

2 職場における男女共同参画の推進

男女共同参画を進めるためには、男性の育児や介護や家庭に対する意識改革を行う必要があり、公務員はその方向性をリードする立場にあると考える。市としても「男性の育児参加のための休暇」の取得率の目標値を90%と設定し、男性職員の育休取得を進めているが、育休取得率を女性と同等になるよう目指して欲しい。

また、市内事業所においても、男性社員の育児休業取得促進をしているところであるが、個人経営事業所等では取得させたくてもできない事業所もある。性別に関係なく、誰もが活躍でき、キャリアアップを目指す環境やワークライフバランスを意識した働きやすい環境整備づくりに市として取り組んでほしい。

また、市内における子育て支援をしている事業所に対して、国等の助成制度の活用や有益な情報の提供など積極的な周知等に努めてほしい。

Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

1 女性に対する暴力の防止と支援

配偶者暴力相談等に関する相談においては、個人情報の秘匿性が守られているか、相談室は被害者のプライバシー保護や心理に配慮した相談室となっているか疑問である。第5次男女共同参画基本計画の重点テーマである「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」として、相談者の視点に立った相談体制の充実と安全な相談場所の確保を期待する。

2 人権と多様性の尊重

年齢や性別、国籍や障害の有無、性的指向や性自認などにかかわらず、多様な人がお互いを認め合って、それぞれの幸福度の向上を実現することが大切だと考える。性の多様性に対する理解を深めるため、男女共同参画週間において、LGBTQやSOGI（性的指向と性自認）をテーマにしたパネルの展示、市内小中学校におけるLGBTQをテーマにした人権教室の開催、共愛学園前橋国際大学での寄付講座など多方面において意識啓発に努めていただいていることは理解しているが、引き続き性の多様性を認め合うような働きかけを行ってほしい。

また、群馬県が令和2年12月に制定した「ぐんまパートナーシップ宣言制度」や令和5年に施行された「LGBT理解増進法」と連携した新たな市施策の拡充に期待したい。

3 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

ライフステージに応じた健康づくりの推進は、市関係部課で横断的に取り組むことが、こどもたちの現状にあった人権と性教育に繋がる。学校教育の場において、食生活、心の病気、性や生殖に関する健康と権利、デートDVなど、講話をきっかけにこどもたちが自分のライフプランを考える良い機会になると考える。

こどもへの学びの場の提供や意識を深める場として出前講座等を活用するなど学校等関係機関への働きかけをしてほしい。

4 困難な立場にある女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）の制定に伴い、群馬県は令和6年に「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定し、女性が抱える様々な問題に対して、本人の立場に寄り添って、問題や背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう支援に努めている。市町村は、同法に基づく基本計画の策定や支援調整会議の設置については努力義務となっているが、ぜひ次期計画策定時には困難な問題を抱える女性への支援の拡大のため、計画にその内容について含めていただき、女性が安心して、かつ、自立して暮らせるよう施策の推進に努めてほしい。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

1 情報誌等による情報提供

男女共同参画に関する情報提供として、男女共同参画情報誌「新樹」を作成し周知を行っているが、「新樹」は令和5年度から全戸配布（紙媒体）からホームページ等を活用した発信（一部、市有施設での紙媒体での配布を継続）となった。全戸配布することで誰もが手に取り、何気なく見ることができていたが、現在は発行する回数が増えているにもかかわらず、SNS等で検索してもなかなかヒットしない。情報化が進む中でも目に触れることの原点に返り、公民館等での配布の際は講座や教室などで手にとってもらえる工夫や配慮をお願いしたい。

また、発信するSNS等の充実や誰もが目にすることができる情報発信に努めてほしい。

2 子育て・親子支援講座参加への促進

様々な家族形態に合わせ、夫やパートナー、家族同伴での講座参加等該当する誰もが参加しやすい講座や教室案内に配慮してくれているが、やはり安心して子どもを育てるには、男女を問わず、誰もが不安を解消し子育てができる環境の整備が必要である。妊婦向けの講座等も男性やパートナー等が関わることで、出産後の育児参加にも繋がる。少子化対策の一環としても男性の育児参加を促進するため、引き続き、男性も参加しやすい講座を推進し、さらに父母以外の育児者も受講できるような内容や仕組みを考えてほしい。

3 学校教育等におけるジェンダー平等と啓発の推進

性別に関係なく、自他の大切さを認め合い、態度や行動に表すことが出来る児童生徒の育成のためには、学級をはじめ学校生活全体に「ジェンダー平等の考え方」を周知していくことが重要である。児童生徒だけでなく、教職員の資質向上のための研修の実施、男女共同参画やジェンダー平等、LGBTQ、デートDVに関する講座の市内全学校での開催を校長会や教頭会を通じて、市内小中学校及び市立前橋高校に対して働きかけてほしい。さらに、学校における相談体制を整えるための取り組みをすすめ、こどもたちからの相談の充実に努めるよう求めたい。

また、乳幼児期を含め小学校から高校まで、こどもたちの人格形成を考えると、それぞれの発達特性や個性をふまえた保育や教育は言うまでもなくとても重要である。仲間や地域のさまざまな人とのふれあいの中で、自己が尊重され、かわりを持つことの楽しさを体験できるよう取り組みを工夫し推進してほしい。

4 男女共同参画に関する市民意識調査を通じた子ども・若者の意見集約

前橋市では、新市長に代わり、「こどものまち前橋」の実現に向けて、こども・子育てを最優先に取り組んでいる。男女共同参画においても、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴くとともにこどもたちによく知ってもらい、考えてもらうことが重要である。令和7年度に実施する市民意識調査において、ぜひ、こどもや若者の意見を集約できる機会を作り、令和8年度の第6次男女共同参画基本計画策定時にはその意見を反映させていただきたい。

令和5年度 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏 名	職 業 ・ 所 属 等
学識経験者	まえだ ゆ み こ 前田 由美子	共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター研究員
	しんどう けい 新藤 慶	群馬大学共同教育学部准教授
	とくしま り え 徳島 里絵	弁護士
関係機関・関係団体代表	おくまち ゆ み こ 奥町 由美子	群馬労働局雇用環境・均等室長
	ごとう あ ゆ み 後藤 亜由水	NPO法人ウィメンズウィルぐんま
	わ さ だ さちこ 和佐田 幸子	前橋商工会議所女性会理事
	たけうち ゆ き 竹内 友紀	前橋市私立保育園長連絡協議会会員園職員代表
	こ だ か こうだい 小高 広大	特定非営利活動法人 Next Generation
	やじま てるお 矢嶋 照雄	前橋市国際交流協会在住外国人支援部会長
	ふかさく ゆうすけ 深作 優介	群馬大学共同教育学部学生
	ままだ ひさな 間々田 久渚	一般社団法人ハレルワ代表
	ふじい ひさよ 藤井 久代	前橋市人権擁護委員
市民代表	さとう りゅうや 佐藤 隆也	公 募
	さいとう ゆかり 齋藤 ゆかり	公 募
	しみず べに 清水 紅	公 募

令和6年度 前橋市男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	職 業 ・ 所 属 等
学識経験者	まえだ ゆみこ 前田 由美子	共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター研究員
	しんどう けい 新藤 慶	群馬大学共同教育学部教授
	とくしま りえ 徳島 里絵	弁護士
関係機関・関係団体代表	わたなべ ひろこ 渡邊 宏子	群馬労働局雇用環境・均等室長
	ごとう あゆみ 後藤 亜由水	NPO法人ウィメンズウィルぐんま
	わさだ さちこ 和佐田 幸子	前橋商工会議所女性会理事
	たけうち ゆき 竹内 友紀	前橋市私立保育園長連絡協議会会員園職員代表
	こだか こうだい 小高 広大	特定非営利活動法人 Next Generation
	やじま てるお 矢嶋 照雄	前橋市国際交流協会在住外国人支援部会長
	ふかさく ゆうすけ 深作 優介	群馬大学共同教育学部学生
	ままだ ひさな 間々田 久渚	一般社団法人ハレルワ代表
	ふじい ひさよ 藤井 久代	前橋市人権擁護委員
市民代表	さとう りゅうや 佐藤 隆也	公 募
	さいとう ゆかり 齋藤 ゆかり	公 募
	しみず べに 清水 紅	公 募

令和５・６年度審議会開催状況

令和５年度第１回前橋市男女共同参画審議会

開催日時	令和５年７月１８日（火）午後３時３０分～午後４時３０分
場 所	前橋市役所 １１階 北研修室
議 題	１ まえばしW i n dプラン・第５次前橋市男女共同参画基本計画令和４年度実施状況報告について ２ （仮称）第２次人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画の策定について

令和５年度第２回前橋市男女共同参画審議会

開催日時	令和６年２月２８日（水） 午前１０時～正午
場 所	前橋市役所 １１階 東会議室
議 題	１ 市町村における女性の公職参画状況について

令和６年度第１回前橋市男女共同参画審議会

開催日時	令和６年８月１日（木） 午前１０時０３分～午前１１時５０分
場 所	前橋市役所 議会庁舎３階 ３０３会議室
議 題	１ 第５次前橋市男女共同参画基本計画（まえばしW i n dプラン）令和５年度実施状況について

令和６年度第２回前橋市男女共同参画審議会

開催日時	令和７年２月２７日（木） 午前１０時０４分～午前１１時４５分
場 所	前橋市役所 議会庁舎２階 ２０１研修室
議 題	１ 令和５・６年度前橋市男女共同参画推進に関する提言（案）について ２ 令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査について